

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書（案）

収 入

印 紙

排出事業者： _____ 奈良市 _____（以下「発注者」という。）と、
収集運搬及び処分業者： _____（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場： _____ 道の駅「針テラス」 _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬及
び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2. (委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価)

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、予定数量及び委託単価

種類	： 廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず	_____	_____
予定数量	： _____	_____	_____	_____	_____
単価	： _____	_____	_____	_____	_____

◎処分に関する種類、予定数量及び委託単価

種類	： 廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず	_____	_____
予定数量	： _____	_____	_____	_____	_____
単価	： _____	_____	_____	_____	_____

3. (契約保証金)

奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除とする。

4. (輸入廃棄物の有・無)

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物： 無

5. (処分の場所、方法及び処理能力)

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

種類	： _____
事業場の名称	： _____
所在地	： _____
処分の方法	： _____

施設の処理能力： _____

種 類： _____

事業場の名称： _____

所 在 地： _____

処 分 の 方 法： _____

施設の処理能力： _____

種 類： _____

事業場の名称： _____

所 在 地： _____

処 分 の 方 法： _____

施設の処理能力： _____

種 類： _____

事業場の名称： _____

所 在 地： _____

処 分 の 方 法： _____

施設の処理能力： _____

6. (最終処分場所、方法及び処理能力)

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

7. (収集・運搬過程における積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第21条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の

提供に関するガイドライン」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 水銀、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類 :

提示する時期又は回数 :

第4条(発注者受注者の責任範囲)

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条(調査等)

発注者は、必要と認める時は、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることが出来るとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

第6条(器具材料の負担等)

受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

第7条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第8条（権利義務の譲渡の禁止）

受注者は、本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第9条（委託業務完了報告）

1. 受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB 2、B 4、B 6票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。
2. 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、受注者は、履行後、直ちに前項の報告書を再度提出し、発注者の確認を受けるものとする。

第10条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第11条（委託料・消費税及び地方消費税・支払い）

1. 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。但し、具体的な支払方法について、別途支払条件の定めのある場合はそれによる。
2. 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
4. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する委託料についての消費税及び地方消費税は契約単価に処理量を乗じた金額にかかるものとし、一円未満は切り捨てるものとして、発注者が負担する。
5. 委託料の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第10条等により不相当となったときは、発注者及び受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第12条（委託期間の延長）

受注者は、その責めに帰することができない理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第13条（履行遅滞等）

1. 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、

委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。

2. 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
3. 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

第14条（内容の変更）

発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

第15条（秘密の保持）

受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

第16条（契約の解除）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - （1）正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （2）委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
 - （3）前2号のほか、この契約に違反したとき。
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合
 - イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。
 - （2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合
受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もし

くは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

4. 発注者は、第1項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

第17条（談合その他不正行為による解除等）

1. 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
2. 前条第2項から第4項までの規定は、前項の解除の場合に準用する。

第18条（暴力団排除措置による解除等）

1. 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
2. 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の解除の場合に準用する。

第19条（談合等に係る違約金）

1. 受注者は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。
2. 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第20条（管轄裁判所）

この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

第21条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第22条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者